

令和 6 年度 第 1 回生活保護業務適正実施検証委員会 議事概要

日 時：令和 6 年 11 月 14 日（木）19：00～20：30

会 場：江戸川区役所 4 階 第 5 委員会室

出席者：池谷委員長、木下委員、中村委員、平沢委員、荒井委員

次 第

- 1 開 会
- 2 区 長 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議 事

（ 1 ）会議の運営体制とスケジュール

【事務局からの報告】

次の事項について事務局から報告があった。

- 本会議体の目的について
- 今後のスケジュール及び第 2 回会議の内容について

【委員からの質疑及び事務局の応答】

次の事項について委員から質疑、確認等があり、事務局が応答した。

- 会議体としての位置付け
- 議事録の扱い、会議の公開

（ 2 ）報告事項

【事務局からの報告】

次の事項について事務局から報告があった。

- 生活援護課の組織体制について
- 査察指導員及び現業員（ＣＷ・面接員）の配置状況について
- 生活保護業務実施方針について
- 生活保護法施行事務に係る特別指導検査結果について
- 東京都保護課一般指導検査結果講評について
- 会計検査院令和 5 年度決算検査報告における公表について

【委員からの質疑及び事務局の応答】

次の事項について委員から質疑、確認等があり、事務局が応答した。

- 担当地域の見直しについて
- 江戸川区の課題要因について
- 職員配置の改善の成果について

次の事項について委員から意見や指摘があった。

- 各課とも令和 5 年 4 月に事件が発生した直後と比べて、係、査察指導員が増え、ケースワーカーも一定増ということで、改善が見られていたのではないかと感じる。
- 指導検査で指摘された保護廃止決定の誤りは、保護受給者の権利に直接関わることなので、一定程度の改善はあるがさらに検討が必要である。
- 生活保護業務実施方針の冒頭に区民、保護利用者の権利、福祉事務所職員の態度を持ってきたということは、作りとしてとてもよいものになっている。
- 指導検査の時点では人員、現業員の不足が指摘されているが、11 月の直近を見ると充足されているように見える。標準数を満たす配置を意識していることはよい。
- コミュニケーションがよい職場は心身健康のよい結果が固まっている。コミュニケーションスキルをどうしたらアップできるのか検討できるとよい。

(3) 再発防止策の検証

【事務局からの報告】

次の事項について事務局から報告があった。

職員体制の構築および専門性の確保

- 生活保護行政のあり方や対人援助技術に関する研修の実施について
- 社会福祉主事資格の取得に向けた講習の積極勧奨とスクーリング機会等の保障について
- 経験者や有資格者の確保等、CWの人事異動のあり方の検討について
- 区独自の査察指導員向け研修の実施について
- 課長のスーパービジョンによる査察指導員育成の仕組み構築について
- 休職または退職したケースワーカーの補充は可能な限り正規職員とし、年間を通じて標準数を超えない体制の実現について
- 異動年限の延長等、経験層の職員を厚くする職員配置について
- 職員の能力や成果を適切に評価する仕組みの構築について

安心して働くことができる組織風土づくり

- メンタルヘルスに関する情報を産業医と共有し、組織的に対処する体制の構築について
- 職員が産業医や心理職等の専門家に相談できる制度の積極的な周知について
- ハラスメントや対人関係のトラブル等に対する理解を促進する研修の実施について
- 組織全体のガバナンス改善、再構築及び第三者によるハラスメント審査会の設置について
- 職員及び組織間におけるサポート体制強化や情報共有促進に資する業務体制構築について
- 有識者によるスーパービジョンまたはガバナンス評価の実施について

組織体制の充実

- 課長のマネジメント力向上のための研修の実施について
- 部長や人事部局が組織として課長のフォローやサポートをする体制の充実について
- 課長及び査察指導員で業務のあり方を検討し、改善する取り組みについて
- 課増設等の検討等、課長のサポート体制の充実について

区の情報危機管理体制の確保

- 「事件・事故等の公表基準」の策定について
- 個人情報保護や守秘義務に関する研修の実施について

生活保護行政及び福祉行政に内在する課題への対応

- 医療・福祉等の関係機関とのネットワークの構築と連携して支える仕組みづくりについて
- 地域の関係機関との連携に資する研修の実施について
- 関係機関との連絡会の設置と連携ルール・手順等のマニュアルの検討、作成について

【委員からの質疑及び事務局の応答】

次の事項について委員から質疑、確認等があり、事務局が応答した。

○ヒヤリハット・ニヤリホット事例の共有について

○在宅医療・介護連携推進会議への出席について

次の事項について委員から意見や指摘があった。

○ヒヤリハット事例を報告する際にどのレベルで言えばいいのか具体的にすべきである。小さなことでも報告した方がいいんだというものを積み上げていくことで、組織・住民を守る仕組みになっていく。

○ヒヤリハットだけでなく、ニヤリホットもあるというのが良い。コミュニケーション構築する上で非常に大事だと思う。コミュニケーションを密にして、お互いに忌憚なく話ができる雰囲気作りは、とても大事である。

○生活援護管理課が新設されたが、各課と離れているので出向いて雰囲気を見たり話をして、コミュニケーションの機会をとっていくとよい。

○ニヤリホット事例は、生活援護課を希望する職員の増加を促進していくためにも積極的に集めた方がいいと思うが、仕事としてやるとあまりニヤリホットしなくなるので、工夫していただきたい。

- ヒヤリハット・ニヤリホット、両方増えていくことが、査察指導員がケースワーカーを見ることができている証で、よい形である。
- ハラスメント資料の相談窓口に、外部の相談窓口の記載がない。安心して心理的安全性を確保しながら相談できるように、外部の相談窓口もあると良い。
- ハラスメント資料のイラストについて、男性がハラスメントする側に限らないように男女のバランス意識が必要である。
- カスタマーハラスメントの定義、あるいはどのくらいまでは、支援者として我慢すべきかということを認定して、研修などで共有してもらうとよい。
- ケースワーカーと保護受給者の関係性で難しいのは、ケースワーカーが担当制なことであり、ハラスメントなのかしっかり受け止めるべきなのか、そのあたりのバランスや考え方を整理しながら推進していく必要がある
- 連携会議などに入っていくことで色々な地域情報、利用者の情報が見えてどんなサポートをすれば良いのかが分かってくる。重層的支援体制などのもう少し広い形で地域の連携に生活保護の分野からも入っていければ良い。
- 在宅医療・介護推進連絡会議への参加はとても大事で、さらに現場レベルの会議とも繋がることできる。
- 他自治体では本課が人事権の裁量を持っていて、倫理感を持った職員を本課にスカウトして本課体制を強化しており、参考になる取り組みである。

(4) 次回専門委員会に向けた資料・調査要望等
なし

(5) 事務局からの報告・連絡

- 議事概要の公開までの手続き、追加資料がある場合について連絡・調整を行った。

5 次回日程

- 会議の日程について事務局から提案した。

日時：令和7年2月開催予定とする。

6 その他

7 閉 会

事務局：福祉部生活援護管理課